

地方版総合戦略の策定・効果検証の

ための手引き

(令和元年 6 月版)

令和元年 6 月
内閣府地方創生推進室

<はじめに>	1
1. 都道府県と市町村の役割分担	2
1-1 都道府県の役割	
1-2 市町村の役割	
1-3 都道府県と市町村との連携	
2. 策定プロセス	4
2-1 策定プロセスの重要性	
2-2 住民・産官学金労言士等の参画と推進組織	
2-3 起草作業	
3. 地方版総合戦略の構成	6
3-1 全体的な構成	
3-2 国（都道府県）の総合戦略の勘案	
3-3 基本目標と基本的方向	
3-4 具体的な施策	
4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定	9
4-1 基本目標における数値目標	
4-2 各施策における重要業績評価指標（KPI）	
5. 戦略の対象となる政策	12
5-1 政策分野の範囲	
5-2 「政策5原則」を踏まえた施策の推進	
5-3 補助事業の活用、地方単独事業の積極的な推進	
5-4 「地域経済分析システム」の活用	
6. 総合計画等との関係	13
6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係	
7. PDCA サイクルの確立・運用	14
7-1 PDCA サイクル	
7-2 効果検証の重要性	
7-3 KPI の分析と取組の改善	
7-4 外部有識者の参画	
8. 地方議会との関係	16
8-1 地方議会による議論	

<はじめに>

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）は、これまでに全ての都道府県及び 1,740 市区町村において策定され、各地方公共団体において、地域の実情に即した地方創生の取組が行われてきたところです。

令和元年 6 月 21 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」においては、国の第 2 期「総合戦略」の策定に向けた基本的な考え方等が示されました。地方においても、国の総合戦略を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目無い取組を進めることが求められることから、各地方公共団体においては、現行の「地方版総合戦略」を検証し、次期「地方版総合戦略」の策定を進める必要があります。

また、同日には「次期『都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略』の策定等について（通知）」（令和元年 6 月 21 日閣副第 118 号・府地創第 24 号）が発出され、各地方公共団体に対し、次期「地方版総合戦略」の策定を進めていただくよう依頼したところです。

現行の「地方版総合戦略」の策定時においては、若者や域外の関係者が参画した事例や、複数市町村間、都道府県や市町村との連携等、広域連携による策定プロセスを経た事例も見られました。次期「地方版総合戦略」の策定に当たっても、このような特徴的な事例に見られるように、策定のプロセスを重視した主体的な取組が必要です。

また、PDCA サイクルに基づく効果検証の実践は、まち・ひと・しごと創生に向けた、より効果的な施策の推進に不可欠なものであり、国の総合戦略の基礎ともなっているものです。各地方公共団体においても、現行の「地方版総合戦略」の効果検証を行うとともに、その結果を次期「地方版総合戦略」の策定に反映することで、継続した PDCA サイクルの確立と運用を図る必要があります。

この手引きは、平成 27 年 1 月に策定されたものを、上記を中心とした、次期「地方版総合戦略」の策定に向けての考え方等を踏まえて改訂したものです。各地方公共団体において、次期「地方版総合戦略」の策定・効果検証にご活用ください。

1. 都道府県と市町村の役割分担

1-1 都道府県の役割

① 広域的な施策等

都道府県には、市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる施策や基盤的な施策を中心として地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) ・地域の有力産業群の育成
- ・地域中核企業支援、金融支援
 - ・対内直接投資の促進
 - ・企業の本社機能移転促進
 - ・大学等と連携した修学・就業の促進
 - ・大学生等への奨学金制度の創設・運用
 - ・多子世帯支援
 - ・都市間の公共交通ネットワーク形成

② 市町村との連絡調整・支援

地方版総合戦略は全市町村に対して策定を努力義務としていることから、都道府県には、市町村間の取組に関する連絡調整や、小規模市町村への支援を行うことが期待されます。

- 例) A県：県庁と地方事務所に「市町村支援総合窓口」を設置し、市町村の戦略策定を支援
- B県：市町村の状況を社会移動でタイプ分けし、タイプごとに必要な施策を情報提供
- C県：県版の市町村コンシェルジュ・市町村応援コーディネーターを任命

1-2 市町村の役割

① 地域の特色や地域資源を生かした住民に身近な施策

市町村には、基礎的な地方公共団体として、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く地方版総合戦略に盛り込み、実施することが期待されます。

- 例) ・ 起業創業支援
 - ・ 新規就農者の確保
 - ・ サテライトオフィスの推進
 - ・ 都市農村交流の促進
 - ・ 子育て世代包括支援センターの整備
 - ・ 小さな拠点（多世代交流・多機能型）の整備

【特徴的事例】

<長野県飯綱町>

産官学金労言に加え、若者や子育て中の女性等、多様な主体から構成される「飯綱町総合戦略推進会議」を一般公開により開催し、会議の構成メンバーであった高校生の「しごとづくり」に関する発案を事業化。

② 市町村間連携

広域観光や都市農村交流等の個別の施策における複数市町村間の連携のほか、定住自立圏や連携中枢都市圏といった圏域設定を行った取組等、市町村連携（他の都道府県の市町村との連携を含む。）に関する施策に積極的に取り組むことが期待されます。

さらに、経済面、文化面、地理的状況等の観点から一体性・関係性のある広域圏（上述の定住自立圏や連携中枢都市圏等）においては、複数の市町村が共同して地方版総合戦略を策定することも考えられます。

【特徴的事例】

<奄美大島>

生活圏域、経済圏域を一とする奄美大島内5市町村（奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町）が広域的に連携し、島内が一体となって地方創生に取り組むため「奄美大島人口ビジョン」及び「奄美大島総合戦略」を共同で策定。

1-3 都道府県と市町村との連携

都道府県と市町村の役割分担は上述のとおりですが、都道府県と市町村の間で、戦略の策定段階において都道府県が調整機能を発揮し、目標設定や施策の方向性について整合性を取ることが期待されます。なお、都道府県と市町村の調整を図る方法としては、都道府県の推進組織（2-2参照）に市町村が参画

したり、都道府県と市町村の連絡調整の場を設けるなどが考えられます。

例) 移住促進施策：

都道府県 → ・全国移住促進センターと連携した県内への移住促進活動

市町村 → ・移住希望者に対する具体的な「お試し居住」の提供

【特徴的事例】

＜大分県「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」＞

知事と県内の全市町村長で組織する「大分県まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、意見交換を実施。加えて、担当課長レベルの幹事会も開催。

2. 策定プロセス

2-1 策定プロセスの重要性

地方版総合戦略の策定に当たっては、各地域において、その実情を分析し、課題を明確にした上で、これに対応する取組とその目標を関係者が共有することが重要です。このため、ワークショップにより幅広く意見を吸い上げるなど、住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等の多様な主体の参画を経て検討することが必要です。責任ある多様な主体の参画は、戦略に基づく具体的な取組の効果を高めることにつながります。

現行の「地方版総合戦略」策定時においても、若者や域外の関係者が参画した事例や、複数市町村間、都道府県や市町村との連携等、広域連携による策定プロセスを経た事例が見られ、次期「地方版総合戦略」の策定に当たっても、このような特徴的事例に見られるように、策定のプロセスを重視する必要があります。

【特徴的事例】

＜静岡県袋井市＞

特定の課題を集中的かつ専門的に審議する会議体に加え、首都圏在住の市出身者等で構成する「首都圏部会」を設置することで、市内外から様々な意見を取り入れることができたほか、首都圏在住者に市への関心を深めてもらうとともに、総合戦略の実行にも参画してもらうなど、関係が継続。

2-2 住民・産官学金労言士等の参画と推進組織

まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには、住民、NPO、関係団体や民間事業者等の参加・協力が重要であることから、地方版総合戦略は、幅広い層からなる住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・士業（産官学金労言士）等で構成する推進組織でその方向性や具体案について審議・検討するなど、広く関係者の意見が反映されるようにすることが重要です。

特に、地域における若者の修学及び就業の促進は、地域の活性化のために極めて重要な課題であり、平成30年5月に成立した「地域における大学の進捗及び若者の雇用機会の創出による若者の就学及び就業の促進に関する法律（平成30年法律第37号）」に基づき、産官学連携による地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する取組が進められるなど、地域の教育・研究機関が果たすべき役割は広がりを見せています。基本方針2019においては、大学・高等専門学校等の高等教育機関の重要性のほか、高等学校段階において、地域への課題意識や貢献意識を持つことの重要性も示されており、地方版総合戦略の策定・実行に当たり、地域の将来を支える人材育成を担う教育・研究機関の参画は有効と考えられます。

さらに、日本商工会議所や経済同友会、全国農業協同組合中央会等、産業界の全国組織からも地方版総合戦略の策定に向けた建設的な提案が示されています。これらの組織に係る各地域の団体をはじめ、地域金融機関や政府系金融機関等の知見等についても積極的に活用することが有効です。

また、各地域において設置している「地方移住に係る県民会議」や「子ども・子育て会議」といった地方創生に関連する事項を議論する会議体等における議論や取組内容についても、地方版総合戦略の策定に反映させるなど、各地域における「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織を有機的に連携させていくことも重要です。

2-3 起草作業

戦略策定に必要な調査等を民間コンサルティング企業等に委託することは差し支えありませんが、戦略の起草作業自体は、住民や産官学金労言士等の参画を得ながら、地方公共団体自らが行うようお願いします。

3. 地方版総合戦略の構成

3-1 全体的な構成

地方版総合戦略は、創生法第9条、第10条に基づき策定されるものです。当該条文では、地方版総合戦略の内容として、それぞれ第2項第1号～第3号で、①目標、②講ずべき施策に関する基本的方向、③その他必要な事項を規定しています。具体的な施策については、③として整理されます。

3-2 国（都道府県）の総合戦略の勘案

都道府県が総合戦略を策定するに当たっては、創生法第9条、第10条の規定により、国の総合戦略を勘案することとなります。国の総合戦略は、人口の現状及び将来の見通しを示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、かつ、その実施状況を検証するための数値目標等を設定することとなっており、地方版総合戦略においても同様に、「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえるとともに、数値目標等を設定してください。

市町村の総合戦略は、国の総合戦略に加えて、都道府県の総合戦略も勘案の上、策定する必要があります。なお、都道府県が総合戦略を策定する前に、市町村が先行して総合戦略を策定することも差し支えありません。

○まち・ひと・しごと創生法（抄）

（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第九条（略）

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 （略）

（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

第十条（略）

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 （略）

3-3 基本目標と基本的方向

① 第1期「総合戦略」の基本目標

まずは、各地方公共団体における人口の現状と将来の展望（「地方人口ビジョン」）を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、戦略の基本目標を設定します。国の第1期「総合戦略」でいえば、

- ◆「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」
- ◆「地方への新しいひとの流れをつくる」
- ◆「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

◆「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

を4つの基本目標とし、取組を進めてきました。

そして、この基本目標の達成に向けてどのような政策を推進していくかを、基本的方向として記述します。「地方への新しいひとの流れをつくる」という目標であれば、例えば「移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用等を通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む」「若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、地方大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む」などの基本的方向が考えられます。

② 第2期における新たな視点

基本方針 2019 では、国の第2期「総合戦略」において、上記①に記載している4つの基本目標に向けた取組を実施するにあたり、新たな次の視点に重点を置いて施策を進めることとしていますので、施策の検討に当たっては、各地方公共団体の取組の成果と課題を踏まえながら、基本方針 2019 や、今後、国が情報提供する内容も参考にしてください。

◆「地方へのひと・資金の流れを強化する」

- ・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大
- ・企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れの強化

◆「新しい時代の流れを力にする」

- ・Society5.0の実現に向けた技術の活用
- ・SDGsを原動力とした地方創生

◆「人材を育て活かす」

- ・地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援

◆「民間と協働する」

- ・地方公共団体に加え、NPO等の地域づくりを担う組織や企業と連携

◆「誰もが活躍できる地域社会をつくる」

- ・女性、高齢者、障害者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現

◆「地域経営の視点で取り組む」

- ・地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

3-4 具体的な施策

前節で設定した政策分野ごとに、それぞれの地域の実情に応じながら計画期間（5年間）のうちに実施する施策を検討し、盛り込みます。すべてが新規の施策である必要はなく、これまでに既に実施されてきている施策であって効果の高いものが含まれていても差し支えありませんが、現行の戦略の効果検証を行った上、その結果に応じ、施策の見直しを行うことが重要です。

また、国の総合戦略では、付属文書としてアクションプランを作成していますので、施策の検討に当たっては、アクションプランに盛り込まれた国の施策も参考にさせていただくほか、基本方針 2019 や、今後、国が情報提供する内容も参考にしてください。

4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

4-1 基本目標における数値目標

地方版総合戦略には、盛り込む政策分野ごとに目標年次（5年後）の基本目標を設定します。この基本目標には、行政活動そのものの結果（アウトプット）ではなく、その結果として住民にもたらされた便益（アウトカム）に関する数値目標を設定する必要があります。

仮に、定性的な目標を設定する場合には、創生法第8条第3項の規定に基づき、その目標の達成度合いを検証できるよう、客観的な指標を定める必要があります。

例) 「地方への新しいひとの流れをつくる」の基本目標の設定
数値目標を設定する場合・・・転入者数 5年間で●●人
定性的な目標を設定する場合・・・転入者数について、毎年度増加を目指す（※）。

※ 定性的な目標を設定した場合には、客観的な指標として「転入者数」を設定の上、毎年度、その数値を確認し、令和元年度の●●人よりも増加したかどうか検証する。

○まち・ひと・しごと創生法（抄）

第八条（略）

2（略）

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4～7（略）

4-2 各施策における重要業績評価指標（KPI）

各政策分野の下に盛り込む具体的な施策については、それぞれに対して、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定する必要があります。各地方公共団体が KPI を含む数値目標を設定する際に参考となるよう、「地方版総合戦略の策定に当たって参考となる政府統計指標の一覧」を作成しましたので、必要に応じてご活用ください。

KPI は、原則として、当該施策のアウトカムに関する指標を設定するものとします。なお、アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプットに関する指標を設定することも差し支えありません。

重要業績評価指標（KPI）：

Key Performance Indicator の略称。

施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標をいう。

※ 「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成 30 年 4 月内閣府地方創生推進事務局）には、事業の企画立案時における KPI 設定に当たってのポイントや分野別の主な KPI の例等を記載していますので、参考としてください。

以上を踏まえて、地方版総合戦略の骨格を具体的に例示すると、次ページのようになります。

(例)《基本目標》本県への新しいひとの流れをつくる

数値目標：・県全体で、県外からの転入者数：5年間で〇〇人増加
・県全体で、県外への転出者数：5年間で〇〇人減少

《基本的方向》

- 移住希望者の視点に立ち、雇用や住まい、教育等の移住の受け皿に関する総合的な環境整備を行うとともに、全国移住促進センターの活用等を通じて、移住希望者向けの情報提供に取り組む。
- 本県においては、若者の大学進学時や就職時に東京圏への転出が多数に及んでいることから、県内に所在する大学等の活性化、企業等における地方採用・就労の拡大に取り組む。

《具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）》

(ア)本県への移住の促進

①移住・交流の専門相談員の配置

県の移住相談センターに移住・交流に関する専門相談員を配置し、インターネット等により本県に関心を持った人に対する相談窓口を整備する。

重要業績評価指標（KPI）：センターを通じた移住者数
〇〇件（5か年分の累計）

（具体的な事業）・移住・交流相談促進事業
・〇〇〇〇事業

②空き家バンク等住宅情報の提供体制整備

県内の各市町村における空き家情報を統合し、一元的に情報提供する。

重要業績評価指標（KPI）：空き家バンクに情報提供した市町村数 〇〇市町村

（具体的な事業）・空き家バンク活用促進事業
・〇〇〇〇事業

(イ)企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

①サテライトオフィス、テレワーク環境の整備の推進

県内各市町村によるサテライトオフィス、テレワーク環境の整備を推進し、県の移住相談センターとも連携しながら、企業の県内拠点の強化や県内での採用拡大につなげる。

重要業績評価指標（KPI）：県内でテレワークを導入する企業数
〇〇社

（具体的な事業）・テレワーク実証実験事業
・〇〇〇〇事業

(ウ)大学等の活性化

①地元大学への進学促進

県内にキャンパスを有する大学等の活性化の取組を支援し、高等教育段階における地元進学を促進する。

重要業績評価指標（KPI）：自県大学進学者の割合 〇〇%

（具体的な事業）・高校と大学との交流促進事業
・〇〇〇〇事業

基本目標

基本的方向

具体的な施策と重要業績評価指標（KPI）

5. 戦略の対象となる政策

5-1 政策分野の範囲

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関するものであることから、その中に盛り込むべき施策としては、①しごとづくり②ひとの流れ③結婚・出産・子育て④まちづくりに係る各分野を幅広くカバーすることが望まれます。とりわけ、「しごとづくり」は、まち・ひと・しごと創生の好循環を生み出す重要分野であり、十分に位置づける必要があります。

ただし、各地域に固有の地域資源を活用する観点や、人口の自然増減・社会増減の現況を踏まえて、特定の分野や特定の施策を重点的に推進することは差し支えありません。

例えば、中山間地に所在する市町村では、「しごとづくり」の観点から農林水産業や観光に関する施策を重点的に実施したり、人口が流入超過で出生率の低い大都市圏では、結婚・出産・子育て支援に重点を置いた施策を実施したりするなどの工夫が考えられます。

また、これまでの「まち」「ひと」「しごと」の好循環の考え方は引き続き重要であるものの、「しごと」を起点とするだけでなく、コミュニティづくりや人材育成等の「ひと」の創生や、都市のコンパクト化・公共交通網の再構築等の「まち」の創生にまず取り組むなど、「まち」「ひと」「しごと」のどこからでも柔軟に創生を図ることが重要です。

5-2 「政策5原則」を踏まえた施策の推進

基本方針2019では、国の第1期「総合戦略」に盛り込まれた「政策5原則」（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）は、第2期「総合戦略」においても、引き続き重要な考えとして位置付けることとする上で、「連携」の位置付けをより明確化していくこととしています。この趣旨を踏まえて、次期「地方版総合戦略」においても効果的に施策を推進してください。

例) 「自立性」に即した取組として、事業の検討に際して地域金融機関等の参画を得て、事業の継続性等、金融面からのチェックや民間融資の可能性等も視野に入れて事業を構築することが考えられる。

5-3 地方創生版・三本の矢の積極的な活用

国は、各地方公共団体における自主的・主体的な地方創生の充実・強化を図るため、引き続き、情報支援・人材支援・財政支援の「地方創生版・三本の矢」で強力に支援してまいります。具体的には、地域経済分析システム（RESAS）等の「情報支援」、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ、地方創生カレッジの「人材支援」、地方創生関係交付金やまち・ひと・しごと創生事業費、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）、地方拠点強化税制等の「財政支援」がありますので、各地域の実情に応じた取組を推進するに当たって、積極的に活用してください。特に、地方創生の取組は、幅広い行政分野にわたるものであることから、各種補助事業等各府省の政策・施策を効果的に活用し、戦略的に組み合わせることが重要です。

5-4 「地域経済分析システム」の活用

国においては、企業間取引、観光地における人の動き、現在及び将来の人口構成、人口流出先・流入元等、地域経済に関する様々なビッグデータを活用し、地域の特性を分析できる地域経済分析システム（RESAS）を、引き続き提供しています。

各分野のデータを追加し、メニュー数を当初の25から81まで拡充するとともに、ユーザーの利便性向上のための機能改修等を継続的に実施しています。

本システムや「地方版総合戦略の策定に当たって参考となる政府統計指標の一覧」、地方公共団体独自のデータ等を十分に活用し、各地域の強み・弱みを含めた特性を客観的に把握した上で、講じる施策の根拠付けや数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の設定、講じた施策の効果検証を行っていただくとともに、これらを踏まえた地方版総合戦略の策定に取り組んでください。

また、新たに公開した、地方公共団体の関連情報をまとめたサマリー機能や類似自治体検索を備えたデータ分析支援機能も、策定プロセスにおいて併せてご活用ください。システムの活用方法につきましては、各種説明会等の機会を通じて説明を行うほか、各地方経済産業局及び一部の地方運輸局に配置している専門人材がサポートを行っています。

6. 総合計画等との関係

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、

地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は総合計画等とは別に策定してください。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

なお、その場合であっても、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条及び第 10 条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

7. PDCA サイクルの確立・運用

7-1 PDCA サイクル

まち・ひと・しごと創生を実現するためには、従来の政策の反省の上に立ち、PDCA サイクルを確立することが必要です。具体的には、まず、効果的な総合戦略を策定し、着実に実施していくとともに、4. で設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改訂するという一連のプロセスを実行していくこととなります。

また、PDCA サイクルに基づく効果検証の実践は、まち・ひと・しごと創生に向けた、より効果的な施策の推進に必要不可欠なものであり、国の総合戦略の基礎ともなっているものです。各地方公共団体においても、現行の「地方版総合戦略」の効果検証を行うとともに、その結果を次期「地方版総合戦略」の策定に反映することで、継続した PDCA サイクルの確立と運用を図る必要があります。

PDCA サイクル：

Plan・Do・Check・Action の略称。

Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

Plan・Do として効果的な地方版総合戦略の策定・実施、Check として地方版総合戦略の成果の客観的な検証、Action として検証結果を踏まえた施策の見直しや地方版総合戦略の改訂を行うことが求められる。

※「地方創生事業実施のためのガイドライン」（平成30年4月内閣府地方創生推進事務局）には、PDCAの各段階において、工夫・留意すべきポイントを整理していますので、参考としてください。

7-2 効果検証の重要性

効果検証を実施している地方公共団体では、効果検証を実施していない地方公共団体に比べて、地方版総合戦略における KPI の進捗状況において「順調に推移している」と自己評価した割合が高いという調査結果もあります。より効果的な施策の推進に向けて、PDCA サイクルに基づく効果検証を行うことが必要です。

また、地方版総合戦略の取組を推進するに当たっては、KPI の進捗状況を確認するとともに、外部有識者を含む検証機関や議会等による検証を実施して、定期的、多角的な評価を行い、KPI が計画どおり進捗していない場合には、その要因を分析し、取組を進める中で生じている課題を具体的に把握することが重要です。

さらに、評価結果を踏まえて、KPI の修正等の必要な見直しを地方版総合戦略に反映させていくことで、取組の安定的な継続及び更なる発展が促され、より効果的な地方版総合戦略の推進につながっていきます。

（出典）「地方版総合戦略等の進捗状況等に関する調査結果」（H31.3.27）

〔URL：https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/senryaku_kensyou/h31-03-27-sankou2.pdf〕

※ 各地方公共団体は、地域の実情に応じて、独自の体系で KPI を設定しており、これらを独自の基準により自己評価していることに留意が必要

7-3 KPIの分析と取組の改善

国においては、総合戦略及びその付属文書である「アクションプラン（個別施策工程表）」を、毎年、取組の成果を踏まえて改訂しています。また、第1期「総合戦略」の中間年にあたる2017年度には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略のKPI検証チーム」を設置してKPIの総点検を行い、基本目標及びKPIに関する検証等を行いました。さらに、2019年度は、第1期の最終年に当たることから「第1期『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に関する検証会」を設置し、これまでの地方創生の取組や課題を調査・分析し、第1期の総仕上げに取り組んでいます。このように、国の総合戦略は、効果検証を踏まえ、より効果的・効率的な取組となるよう、必要な改善等が重ねられているところです。

各地方公共団体においても、地方版総合戦略の検証によって得られた、客観的数値に基づく取組の達成状況を把握するとともに、国における効果検証の手法や結果を参考にしつつ、十分な分析を行うことが必要です。その結果を踏まえ、順調に進んでいる取組は一層の成果を目指し、そうでない取組は継続や廃止を含めた改善策を検討・実施することによって、より効果的・効率的に取組が推進されるよう、必要な改善等を図っていくことが重要です。

なお、7-2で示した調査結果においては、各地方公共団体における人口規模別及び地域別でのKPIの進捗状況も掲載しています。こうした調査結果等も参考にして多角的な分析を行うことで、取組のより効果的な改善等につなげてください。

7-4 外部有識者の参画

総合戦略の効果検証に際しては、その妥当性・客観性を担保すると同時に、検証を踏まえた事業の見直しの効果を高めるため、行政の中だけで行うのではなく、2-2で述べた推進組織等を活用して、外部有識者等の参画を得ることが重要です。

8. 地方議会との関係

8-1 地方議会による議論

地方版総合戦略については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各地方公共団体の議会においても、地方版総合戦略の策定段階や効果検証の段階において、十分な審議が行われるようにすることが重要です。